

○市川市都市計画審議会条例

平成12年3月22日

条例第25号

(設置)

第1条 本市に都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、市川市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、非常勤の委員15人で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 議会の推薦した議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 市民又は関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから、委員の選挙によって定める。

3 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから互選する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第6条 審議会の事務は、街づくり部において処理する。

(平18条例1・平19条例3・一部改正)

(報酬及び費用弁償)

第7条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(平23条例4・一部改正)

(委任)

第8条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(市川市都市計画審議会条例の廃止)

2 市川市都市計画審議会条例(昭和44年条例第8号)は、廃止する。

附 則(平成18年3月24日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。